

農業における地域おこし協力隊の活躍例・支援策＜農林水産省＞ ①

農業における地域おこし協力隊等の活躍例

1 経営開始型（旧青年就農給付金）を活用した新規就農の事例（山梨県北杜市）

P3

新規就農に関する支援策一覧

	施策名	概要資料	施策概要	担当部署	連絡先	(参考) 関連するウェブサイト のURL等
1	就農準備資金 【隊員向け（就農前）】	P4	就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金を交付	農林水産省経営局 就農・女性課	03-3502-6469	農林水産省： https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html
2	経営開始資金 【隊員向け（就農後）】	P4	次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付	農林水産省経営局 就農・女性課	03-3502-6469	農林水産省： https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html
3	経営発展支援事業 【隊員向け（就農後）】	P5	就農後の経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して支援	農林水産省経営局 就農・女性課	03-3502-6469	農林水産省： https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html

農業における地域おこし協力隊の活躍例・支援策＜農林水産省＞ ②

新規就農に関する支援策一覧（続き）

	施策名	概要資料	施策概要	担当部署	連絡先	(参考) 関連するウェブサイト のURL等
4	青年等就農資金 【隊員向け（就農後）】	P6	営農に必要な機械・施設等の取得等を無利子資金により支援	農林水産省経営局 就農・女性課	03-3502-6469	農林水産省： https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_kasituke/index2.html 日本政策金融公庫： https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/seinen.html
5	新規就農相談・情報発信 【隊員向け】	P7	就農情報ポータルサイト「農業をはじめる.JP」により市町村等の就農支援情報を発信	農林水産省経営局 就農・女性課	03-3502-6469	農業をはじめる.JP： https://www.be-farmer.jp/
6	サポート体制構築事業 【自治体向け】	P9	地域における新規就農者の受入体制構築に必要な①就農相談体制の整備、②先輩農業者等による技術面のサポート、③就農希望者向けの研修農場の整備、④社会人向けの農業研修の実施を支援。	農林水産省経営局 就農・女性課	(①について) 03-6744-2160 (②～④について) 03-3502-6469	

基本情報



【年 齢】
38歳

【出身地・転出元】
東京都・昭島市

【前 職】
東京農業大学

【協力隊としての活動時期】
H21.4～ H24.3

協力隊に応募したきっかけ・活動内容

<北杜市の農家との出会い>

就職活動において、農業を選択肢の一つとして考えていたところ、農家で研修して独立就農をする道があることを知った。

自らインターネットで検索し、条件に合う山梨県北杜市の先進農家へ連絡を取り、大学在学中から農業体験を実施した。

<地域おこし協力隊に入隊>

大学卒業後に北杜市で3年間「農業地域おこし協力隊」として、本格的に技術習得を行った。

そもそも入隊前はこの制度を知らなかったが、受け入れ農家の方からこの制度があることを聞き入隊した。

受け入れ農家は「農業や化学肥料を使用しない野菜生産」に取り組んでおり、そこで給与を得ながら栽培技術を習得した。

任期終了後について

<就農し、経営開始>

受け入れ農家から農地を引き受け、協力隊活動期間に培った有機農業の技術を踏襲し就農した。

独立自営にあたり、青年就農給付金（農林水産省事業）を活用し、作業場の建設費や経営初期の生活費に充当した。

また、経営体育成支援事業（農林水産省事業）を活用し、露地野菜の生産に必要なトラクター等を導入した。

妻も東京から移住し、「ねづ農場」として夫婦で経営を行っており、県農大の研修生も受け入れている。



<今後の取組・目標>

経営開始10年を過ぎ、今後は、農地の拡大およびGAP、HACCP等の導入を検討。

地域内で「農薬や化学肥料を使用しない野菜生産」に取り組む生産者と共同生産・出荷の体制を構築する。

今後も県農大の研修生受け入れを継続し「農薬や化学肥料を使用しない野菜生産」に取り組む新規就農者の育成を行う。

【ねづ農場のSNS】

<https://instagram.com/nezufarm/>



就農準備資金・経営開始資金

【令和5年度予算概算決定額 19,225 (20,700) 百万円の内数】

<対策のポイント>

次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人 [令和5年まで]）

<事業の内容>

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生**に**資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月（150万円/年）**注1 を最長**2年間**

交付主体：・市町村

- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

<主な交付要件>

- 1 **独立・自営就農**※1、**雇用就農**又は**親元就農**※2を目指すこと
 - ※1 **就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者**になること
 - ※2 **就農後5年以内に経営を継承**すること（法人の場合は共同経営者になること）
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- 2 都道府県等が認めた研修機関等注2で**概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上**研修を受けること
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 4 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること
- 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。

② 以下の場合等は返還となります。

- ・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
- ・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者**に**資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月（150万円/年）**注1 を最長**3年間**

交付主体：市町村

※市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を策定**

<主な交付要件>

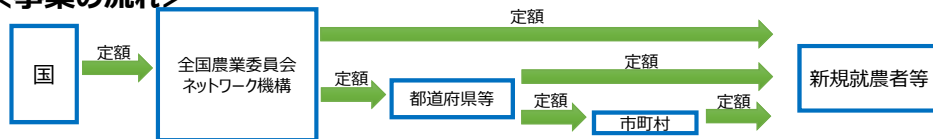
- 1 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること
- 2 経営開始5年後までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
- 3 経営を継承する場合、**新規参入者と同程度の経営リスク**（新規作目の導入など）を負っていると市町村長に認められること
- 4 **目標地図又は人・農地プランに位置付けられている**、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

① 以下の場合等は、交付停止となります。

- ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
- ・適切な経営を行っていない場合 等

② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

<事業の流れ>



注1：支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

注2：就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp）に研修計画等を登録していること

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課（03-3502-6469） 4

新規就農者育成総合対策のうち 経営発展支援事業

【令和5年度予算概算決定額 19,225 (20,700) 百万円の内数】

<対策のポイント>

新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

<事業目標>

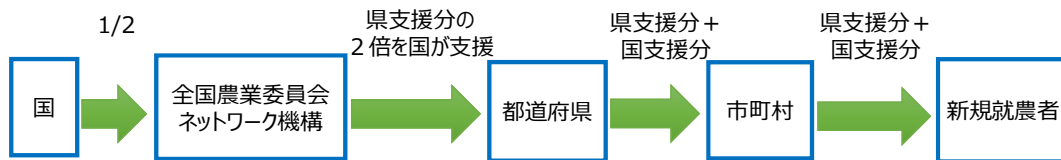
40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の内容>

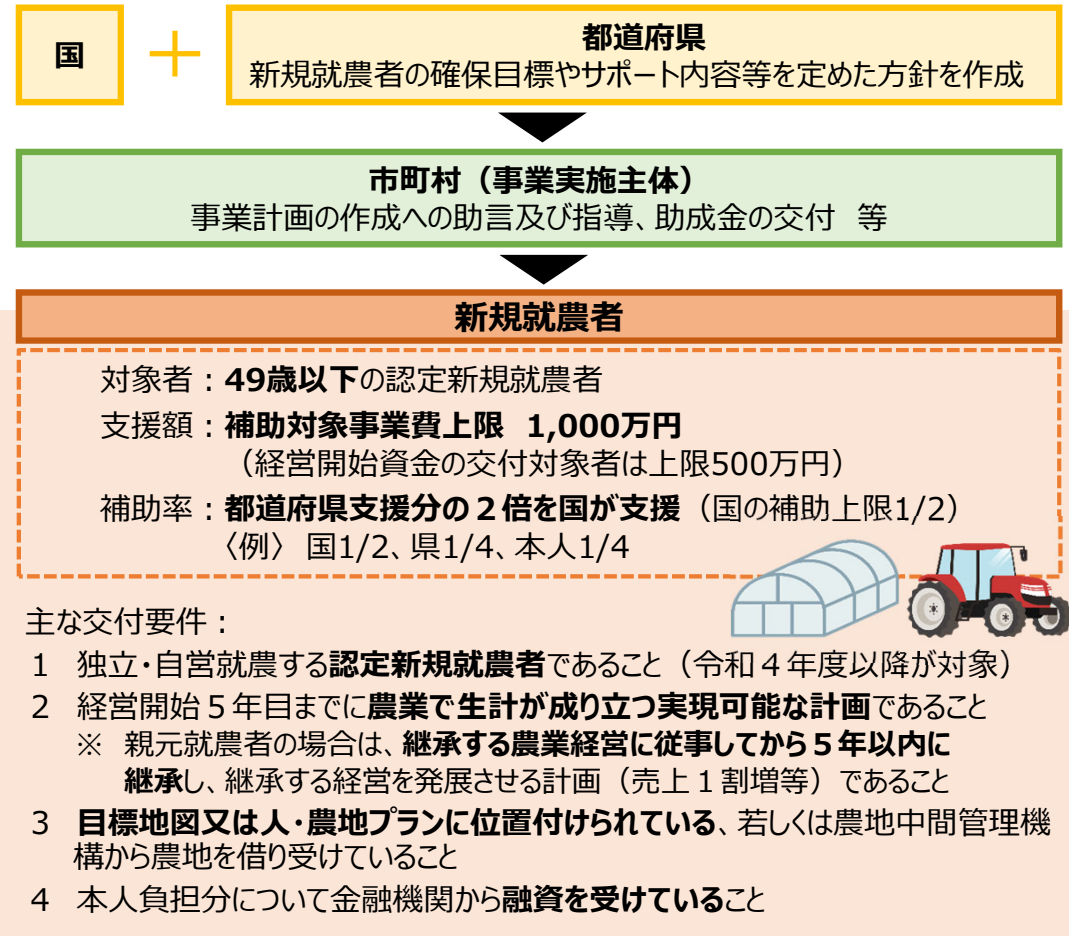
就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援（補助対象事業費上限1,000万円（国の補助上限1/2））します。

※取組計画に応じた事業採択方式

<事業の流れ>



<事業イメージ>



青年等就農資金

【令和5年度予算概算決定額 319（264）百万円】

<対策のポイント>

新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の内容>

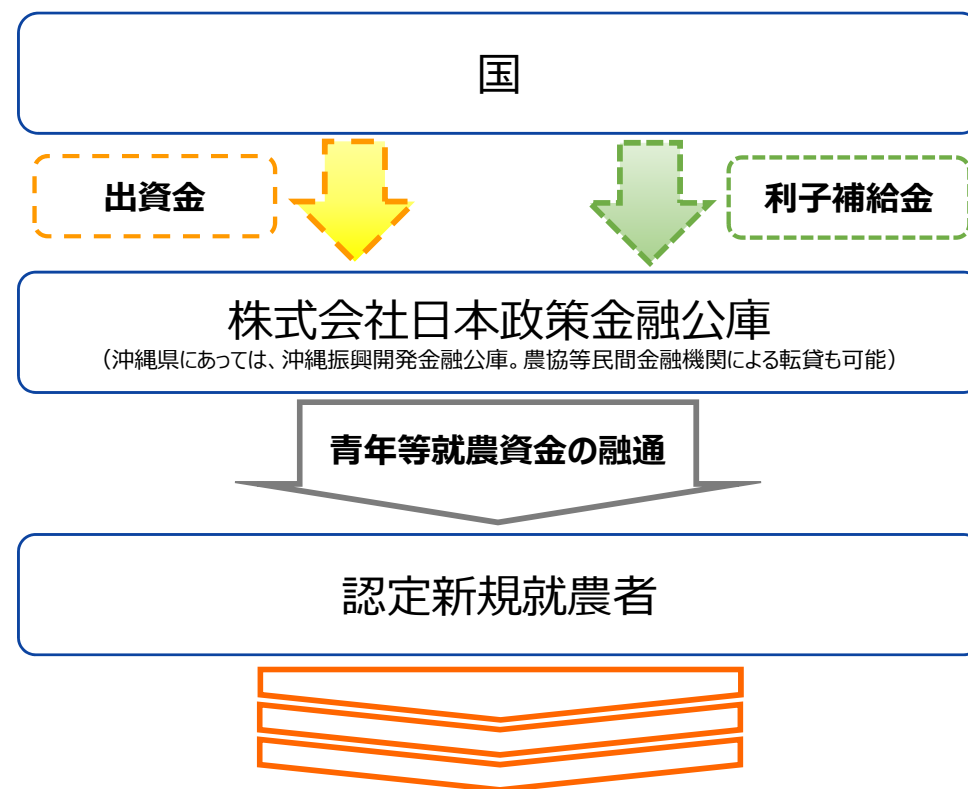
新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援します。

- 貸付対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者
※青年（45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。
農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く。
- 資金使途：機械、施設等の取得、営農資金（資材等）
※農地等の取得は除く
- 貸付限度額：3,700万円(特認限度額1億円)
- 貸付利率：法定無利子
- 償還期限：17年以内(据置期間5年以内)
- 担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要
- 貸付主体：株式会社日本政策金融公庫
(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)
- 融資枠：172（172）億円
(うち、沖縄振興開発金融公庫は融資枠 2（2）億円)

[予算事業]

- 青年等就農資金利子補給金 255（199）百万円
○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を法定無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。
- 青年等就農資金円滑化業務出資金 64（65）百万円
○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を実質無担保・無保証人で融通できるよう、所要額を出資金として交付します。

<事業イメージ>



新規就農者の就農・定着を促進

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）₆

就農情報ポータルサイト「農業をはじめる.JP」

農業に興味を持たれた方や、これから農業を始めたい方が、農業を知り、就農に向けて具体的な行動を起こしていくために必要となる情報を一元的に閲覧できる就農情報のポータルサイトを開設。

※ 農林水産省補助事業（農業人材確保推進事業）として、全国新規就農相談センターが運営。



<https://www.be-farmer.jp/>

就農に向けた段階に応じて必要となる情報を網羅

就農を知る

- ・ 農業って、どんな仕事？
- ・ 就農適性診断
- ・ 先輩農業者の就農ストーリー
- ・ 支援が充実している地域の紹介

体験する

- ・ 農業インターンシップ
- ・ 農泊
- ・ 自治体や民間企業等の農業体験情報

相談する

- ・ 全国新規就農相談センター
- ・ 各都道府県にある就農相談窓口の紹介（J A・都道府県）
- ・ 自治体等が開催するの就農相談会情報

研修・学ぶ

- ・ 農業が学べる教育研修機関（農大、農業専門学校等）
- ・ 自治体やJ A等の研修情報
- ・ 民間企業等が開催する農業研修情報

求人情報

- ・ 新規就農相談センター求人DB
- ・ ハローワークインターネットサービス
- ・ J Aや民間企業等の農業求人サイト

支援情報

- ・ 都道府県・市町村の就農支援DB
- ・ J Aグループの新規就農支援
- ・ 農地・空き家を探す
- ・ 移住支援（「いいかも地方暮らし」等）

農林水産省だけでなく、関係省庁や自治体、J Aグループ等が行っている支援やサービスも並列で紹介するとともに、自治体やJ A、民間企業等が実施する農業体験や就農相談会等に関する情報をニュースとして掲載。

サポート体制構築事業

【令和5年度予算概算決定額 19,225 (20,700) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、地域における就農相談体制の整備、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポートに加え、社会人向けの農業研修の実施を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大 (40万人 [令和5年まで])

<事業の内容>

1. 就農相談体制の整備

就農希望者及び新規就農者に対する資金調達・生活面等の相談窓口となる、地域における就農相談員の設置等を支援します。

2. 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な機械・設備の導入、施設整備等を支援します。

3. 先輩農業者等による技術面等のサポート

先輩農業者等の就農支援員による新規就農者の技術面や販路確保等のサポート活動や講習会の実施等を支援します。

4. 社会人向けの農業研修の実施

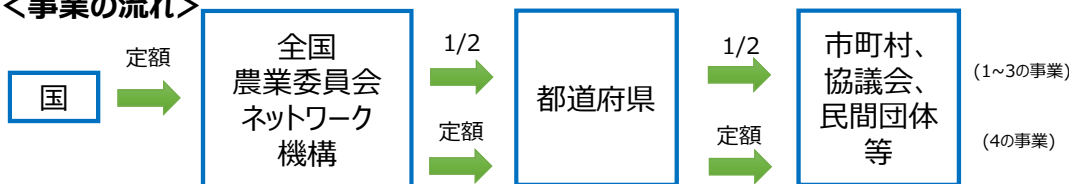
農業への人材の呼び込みを図るため、他産業に従事する社会人が働きながら受講できる農業研修の実施を支援します。

<事業実施主体>

市町村、協議会、民間団体 (農業協同組合、会社法人等) 等

- ※ 1 サポート体制計画の策定により、市町村、農業委員会等の関係機関や農業者等を含めた新規就農のサポート体制が構築されていることが要件 (サポート体制には技術・営農指導、農地確保支援、資金相談、生活に係る4分野について担当機関が参画することが必須)
- ※ 2 市町村以外が事業実施主体となる場合は、市町村と十分な連携が行われていることが要件

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)
 (2・3・4の事業) (03-6744-2160)

<事業イメージ>

1. 就農相談体制の整備

地域の新規就農サポート体制



<支援内容>

- ・就農相談員による就農希望者等の相談対応
- ・サポート体制構成員による定期的な連絡会議の開催等
- ・補助率：1/2、上限：100万円/1地区

2. 研修農場の整備



<支援内容>

- ・研修に必要な機械・設備の導入、施設の整備等 (例：ハウス、トラクター、管理機、果樹棚等 (研修終了後は、新規就農者へのリースも可))
- ・補助率：1/2

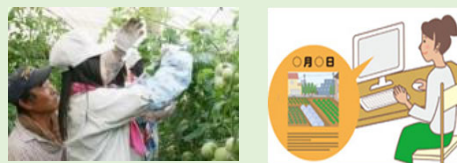
3. 先輩農業者等による技術面等のサポート



<支援内容>

- ・就農支援員による新規就農者への技術・販路確保等の指導・助言活動
- ・新規就農者向けの研修会の開催等
- ・補助率：1/2、上限：100万円/1地区

4. 社会人向けの農業研修の実施



<支援内容>

- ・週末開催やオンラインなど、社会人が働きながら受講できる農業研修 (3~6ヶ月程度) の実施
- ・補助率：定額

サポート体制構築事業のうち研修農場の整備

- 本事業を活用し、自治体等が、就農に必要な技術・知識を習得できる研修農場を整備。
- 就農を希望する者が地域おこし協力隊員となり、活動費を得ながら、当該研修農場で研修を受講。
- 研修修了後、研修生は当該地域で就農。

本事業の対象となる研修農場の主な要件

- ✓ 研修期間は1年以上とし、年間概ね1,200時間以上とすること。
 - ✓ 研修時間のうち、実習に充てる時間が70%を下回らないこと。
 - ✓ 生産技術、農業機械の操作、農業経営等の研修を含む総合的な内容とすること。
- ※農業大学校等が開催する講義、座学等を活用することも可能。

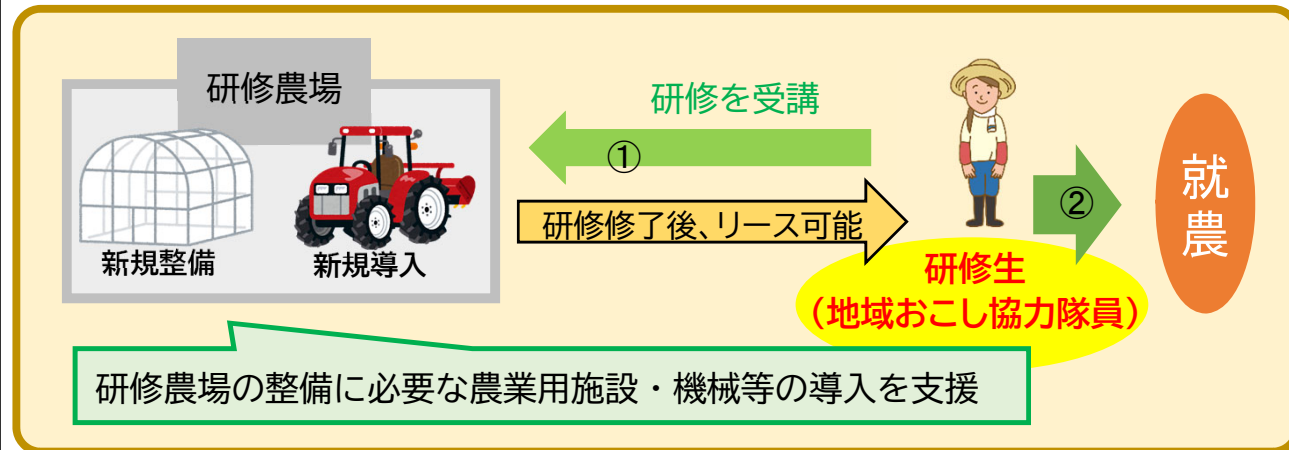
補助対象となる農業用施設・機械等の例

- 農業用ハウス、環境制御装置、栽培棚
- トラクター、ドローン、田植機
- 果樹棚、防風ネット

○補助率：1/2以内

(研修修了後は新規就農者へのリースも可能)

○活用イメージ



地域おこし協力隊制度を活用した農業研修の事例

合同会社アグリサポートおーなん(島根県邑南町)

- ・町外からの農業の担い手確保を目的として、2014年から、地域おこし協力隊制度を活用した農業研修制度を開始。
- ・協力隊の任期である3年間で、就農に必要な知識・技術を習得できる研修プログラムを構築し、これに必要となる研修農場を町が整備。
- ・地域おこし協力隊制度を活用して、研修期間中の生活費として、月額20万円を支給するとともに、同制度により支給される活動費を研修資材等の購入費用に充当。

